

お知らせ

【電話・メール・チャットワーク等の対応時間について】
お客様からの各種ご連絡につきましては平日9時～18時の間
の間で対応させていただきます。
平日18時以降にいただきましたご連絡につきましては、
翌営業日に対応させていただきます。
何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2017

1月号

vol.37

NEWS LETTER

明けましておめでとうございます。

昨年は皆様にとってどのような1年だったでしょうか。
弊所の顧問先様を見ても、建設的に経営をしている会社
は漏れなくいい1年であったように思います。仮に悪い
1年であったとしても、想定範囲内の悪さではなかつ
たでしょうか。世界的に政治も経済も混迷を極める1年
になりそうですが、時間をかけて経営計画を立案すれば
少なからず不安は取り除けます。

今年も経営者仲間として顧問先様とともにいい1年を過
ごしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

岡村 景明

- * 支払調書にもマイナンバー
- * トライやる・ウィーク Vol.2
- * Message From Staff
- 逢 ■ 時
- 趣 ■ 笑

平成29年1月提出

(平成28年分)より開始です!

支払調書にもマイナンバー

いよいよ始動しましたマイナンバー。

従業員様以外にも、税理士や社会保険労務士、不動産賃料を支払っている家主等からもマイナンバーの提供を受ける必要があります。

適正な「支払調書」作成のためにご理解のほどよろしくお願いいたします。



その他の法定調書

平成28年1月1日以後に支払が確定した報酬等の支払に関する法定調書等には、支払を受ける方等の氏名(名称)・住所等のほか、マイナンバー又は法人番号の記載も必要になりました。

そのため、報酬や不動産の賃料など一定の支払をする方がこれらの支払に関する法定調書を税務署へ提出する場合には、支払を受ける方からマイナンバー又は法人番号の提供を受ける必要があります。

また、マイナンバーの提供を受ける際には、本人確認を行う必要があります。

※ 例示した法定調書以外の法定調書についても同様に、法定調書作成時までに支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号を収集し、法定調書に記載する必要があります。

平成28年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者 住所(支所)又は所在地 氏名又は名称	埼玉県さいたま市中央区新都心2-X		
個人番号又は法人番号	234567890123		
区分	細目	支払金額	源泉徴収税額
外交員報酬		240,000.00	9,801.6
(別記)			
支払者 住所(支所)又は所在地 氏名又は名称	さいたま市中央区新都心1丁目X 国税商事株式会社 (電話) 03-3681-xxxx		
個人番号又は法人番号	9876543210987		
整理番号	①	②	309

《参考》

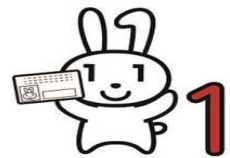
法定調書の種類	提出する必要がある方	提出範囲
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	外交員、集金人等に報酬を支払った方	同一人に対するその年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの
	講演等を行う講師に報酬を支払った方	同一人に対するその年中の支払金額の合計が5万円を超えるもの
不動産の使用料等の支払調書	不動産の賃料を支払った法人又は不動産業者である個人の方	同一人に対するその年中の支払金額の合計が15万円を超えるもの
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産の譲受けの対価を支払った法人又は不動産業者である個人の方	同一人に対するその年中の支払金額の合計が100万円を超えるもの

不動産の売主・貸主のみなさまへ

取引先へマイナンバーの提供をお願いします

- 個人の方が不動産を売却または賃貸している場合で、**以下の条件**に該当する場合には、取引先（売却先または賃貸先）への**マイナンバーの提供が必要です**。

取引	取引先 (売却先または賃貸先)	条件
不動産の売却	法人または不動産業者である個人※	同一の取引先からの売買代金の受取金額の合計が、 年間100万円 を超える場合
不動産の賃貸		同一の取引先からの家賃・地代などの受取金額の合計が、 年間1.5万円 を超える場合



※主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる個人の方を除きます。

- 取引先は、収集したマイナンバーを「不動産等の譲受けの対価の支払調書」や「不動産の使用料等の支払調書」などの法定調書に記載し、税務署に提出しなければなりません（取引先は、所得税法等により、法定調書に不動産の売主または貸主のマイナンバーを記載することが義務付けられています。）。
- マイナンバーの提供を求めている方が **取引先であるかよくご確認ください**。
なお、取引先がマイナンバーの収集を外部の業者に委託している場合があります。マイナンバーの収集を外部に委託することは法令で認められています。

マイナンバーの提供から法定調書の提出まで



トライやる ウィーク

— 2016 —
11.14_月~18_金

一心不乱

自分磨きの1週間

今年も、神戸市立鷹匠中学校より3名が岡村税理士事務所へやってきました！



事業所の皆様

ご協力いただきありがとうございました。

- いしはら商店 様
- Car Make Gloss. 様
- 穂波産業株式会社 様
- 株式会社ヤマヨ山本商店 様
- 和幸グリーン株式会社 様

(五十音順)



神戸市立鷹匠中学校 69 回生



Message From Staff

～今年の一文字～



逢

今年は仕事でもプライベートでも逢うことを大切にしていきたいと思います。
 私は根が出不精のため休日に一步も家を出なくて済めばヤッター！と思ってしまうタイプです(*´ω`)
 毎年逢いたいと思いつながら逢えていない友達に自ら行動して逢いに行く！年にしていきたいです。
 また昨年末事務所にもスタッフが増え新たな仲間との出逢いを有り難く感じています。
 皆様とお逢いできる時間も大切にしていきたいと思います！



直江 美佳

時

職業柄か、何をすることも時給・月給等に換算して考える事が癖になってきました。時給だと、タクシー or 徒歩、自分で漂白・アイロン or クリーニングに出す、収納棚作る or 買う…といった具合です。
 そうする内に1点物の商品、サービスでも高いのか安いのか自分の中で基準が出来てきます。
 体調・気分にかなり左右されますが、時間を優先する事が多いので今年を活きた時間を使えているかを考えていきたいと思います。



松尾 圭司

趣

これといった趣味を持っておりません。
 今年は何か新しい事に取り組んでみたいと思います。まだ決めておりませんが、何かにはまってみたいと思います。所長は忙しい中でも、常に様々なことに取り組まれておりますし、スタッフの皆も好きなことがあるようで、楽しそうです！
 仕事においてもプライベートでも新しいことを始めて自分の知らない事をたくさん発見して記憶に残る一年にしたいと思います。



竹内 菜美

笑

今年は、関わりをもたせていただいた方々が、笑顔になっていただける、そんな1年間にしたいと思い【笑】にしました。
 直接お会い出来る方々はもちろんですが、NEWS LETTERを読んでくださっている方々、事務所にお電話をいただいた方々にも笑顔になっていただけるよう努力したい！！と思っておりますので、皆様！！お困りの時も、お困りで無い時も、是非、お気軽にお電話下さいませ♪、(´▽`)/



川端 優美

岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

JR 六甲道

